

災害救助法で定められた救助 その2

被災者の 救助

生命、身体が危険な状態の人、生死不明状態の人の救出がおこなわれます。



限度額／当該地域における通常の実費
期間／災害発生の日から3日以内

障害物の 除去

住宅や周辺に運ばれた障害物を、自力で除去できない人は援助されます。



限度額／1世帯当たり13万5,400円以内
期間／災害発生の日から10日以内に完了すること

避難所の 設置

被害を受けた人、災害を受けるおそれのある人のために学校や公民館などが避難所とされます。高齢者などの要援護者に対しては福祉避難所が設置されます。

限度額／<基本額>1人1日あたり320円以内
<加算額>冬季は、別に定める額を加算
<福祉避難所>当該する地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる
期間／災害発生の日から7日以内

応急仮設住宅 の供与



住宅が全壊、全焼、流失し、自らの資力では住宅を得られない人に応急仮設住宅が供与されます。

規格／地域の実情、世帯構成等に応じて設定
限度額／1戸当たり561万円以内
同一敷地内に50戸以上を設置した場合は、集会などに利用する施設、50戸未満でも小規模施設を設置できる
期間／震災発生の日から20日以内着工
供与期間／最高2年以内
民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする

住宅の 応急修理

住家が半壊(焼)し、自らの資金で応急修理できない人、大規模な補修をしなければ居住が困難な程度に半壊(焼)した人のために応急修理がおこなわれます。

限度額／居室、炊事場、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分
1世帯当たり58万4,000円以内
期間／災害発生の日から1か月以内に完了すること